

報告事項 (別冊)

「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価(案)」の概要

○ 生涯における追加(※1)の累積の実効線量がおおよそ100mSv以上(※2)で放射線による健康影響(※3)

※1)自然放射線(日本平均約1.5mSv/年)や、医療被ばくなど通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分

※2)100mSv未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難

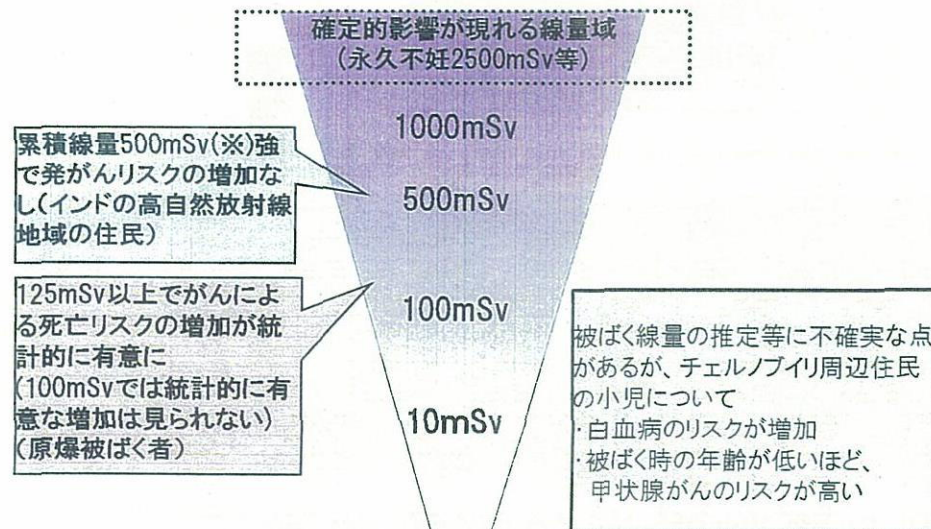
※3)健康影響が現れる値についての疫学データは錯綜していたが、安全側に立っておおよそ100mSvと判断したもの

○ 小児に関しては、より放射線の影響を受けやすい可能性(甲状腺がんや白血病)(※4)

※4)被ばく線量の推定等に不確実な点があるが、チェルノブイリ原発事故の際、周辺住民の小児について、白血病のリスクが増加した、被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高い等の疫学データ有り。

⇒ 今後のリスク管理(食品の規制値の設定等)は、評価結果(案)が生涯における追加の累積線量で示されていることを考慮し、食品からの放射性物質の検出状況、日本人の食品摂取の実態等を踏まえて行うべき

主な疫学データによる放射線の健康影響



※比較のため組織吸収線量(mGy)は組織等価線量(mSv)に換算して記載

「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(3月29日)と「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価(案)」(7月26日)との比較

	緊急とりまとめ (3月29日)	評価(案) (7月26日)
期間	緊急時(年間線量)	緊急時・平常時を通じた 生涯の累積線量
対象核種 ・線量	ヨウ素(甲状腺等価線量 50mSv(実効線量2mSv 相当)) セシウム(実効線量 5mSv)	放射性物質合計の実効 線量でおおよそ100mSv (※)
主要な 論拠	国際機関(ICRP等)の緊 急時対応に関する見解	外部被ばくも含めた放射 線による健康影響の疫学 データ (※食品由来限定の疫学 データが極めて少なかっ たため)

※ ウランは放射線による健康影響より、化学物質(重金属)としての毒性の方がより低用量で現れることから、他の核種とは別に、耐受一日摂取量を0.2μg/Kg体重/日と設定。

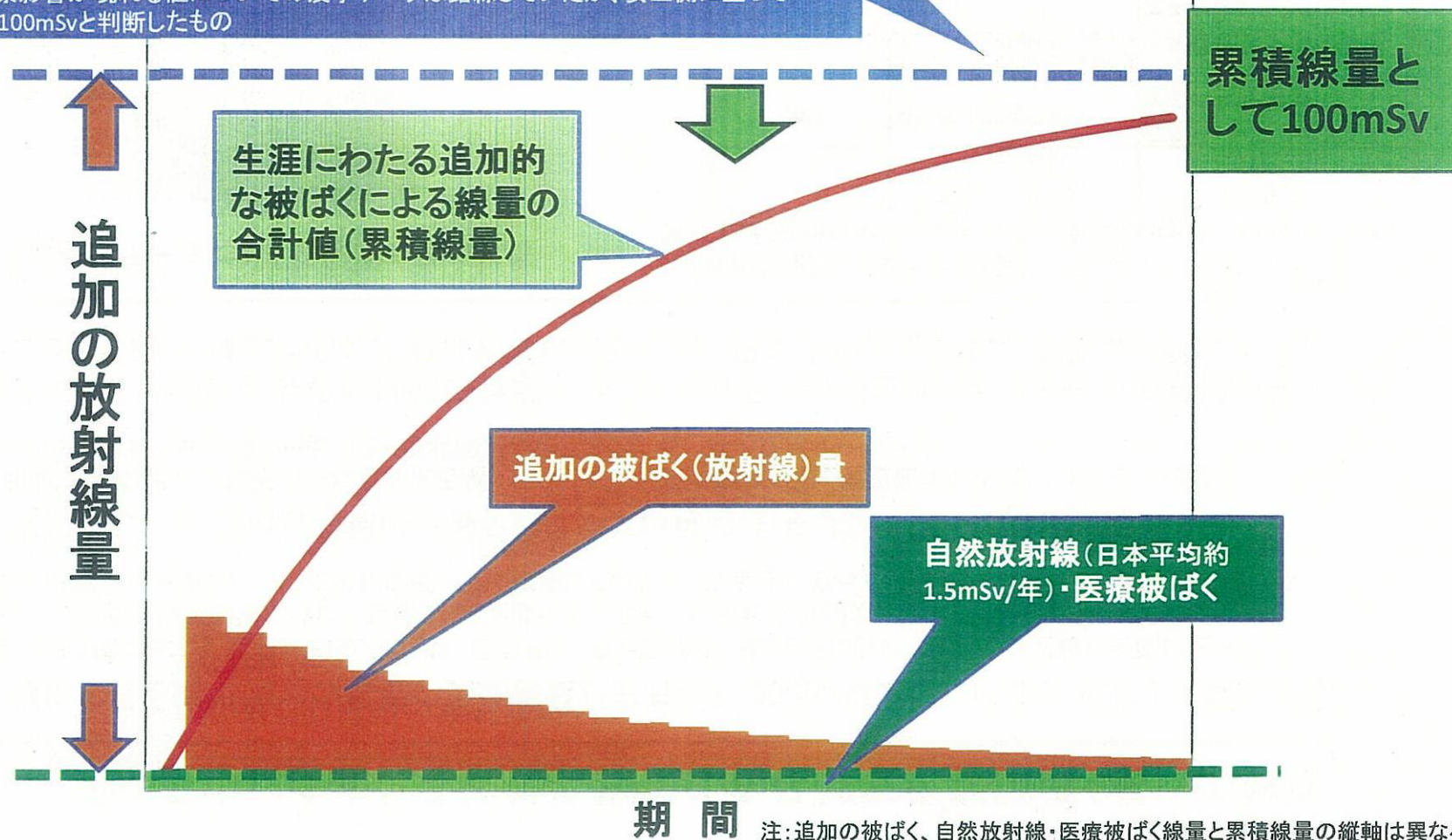
「生涯の追加の累積線量がおおよそ100mSv」のイメージ

○生涯における追加(※1)の累積の実効線量がおおよそ100mSv以上(※2)で放射線による健康影響(※3)

※1) 自然放射線(日本平均約1.5mSv/年)や、医療被ばくなど通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分

※2) 100mSv未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難

※3) 健康影響が現れる値についての疫学データは錯綜していたが、安全側に立っておおよそ100mSvと判断したもの



食品安全委員会委員長からのメッセージ

～食品に含まれる放射性物質の食品健康影響評価について～

- 1 福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の放射性物質による汚染に関し、平成23年3月17日から厚生労働省で食品衛生法上の暫定規制値を設定し、管理が行われています。この暫定規制値は、緊急を要するために食品安全委員会の食品健康影響評価を受けずに定めたものであったことから、3月20日の厚生労働大臣からの諮問を受け、食品安全委員会では3月29日に緊急とりまとめをまとめました。この緊急とりまとめでは、放射性物質の発がん性のリスクや胎児への影響等に関する詳細な検討、ウラン等の曝露状況を踏まえた上での評価等が今後の課題となっております。

このため、4月21日から放射性物質の専門家等を含めた「放射性物質に関する食品健康影響評価のワーキンググループ」において緻密で詳細な審議が行われてきました。客観的かつ中立公正に科学的知見に基づいて審議をするため、国際機関等による評価を参照するだけでなく、その元となった文献にも遡って科学的知見を検証すべく、国内外の放射線影響に関する非常に多くの文献（3300文献、総ページ数約3万ページ）にあたりました。これまでに9回のワーキンググループ会合を重ねて食品健康影響評価書案がとりまとめられ、本日、食品安全委員会としてもこれについてパブリックコメントの手続きを行っていくことを決定しました。今後国民の皆様からのご意見をお聞きした後、評価書を確定していくことになります。また、国民の皆様へわかりやすく説明し理解していただくためのリスクコミュニケーションも進めてまいります。

- 2 今回の評価書案の XIII に記載されていますが、放射線による健康への影響が見いだされるのは、現在の科学的知見では、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における追加の累積線量として、おおよそ 100mSv 以上と判断されています。小児に関しては、甲状腺がんや白血病といった点でより影響を受けやすい可能性があるとしてされています。

食品安全委員会が行うのは食品健康影響評価ですので、この値はあくまで食品のみから追加的な被ばくを受けたことを前提としていますが、この根拠となった科学的知見については、収集された文献に内部被ばくのデータが極めて少なく評価を行うには十分でなかったため、外部被ばくも含まれた現実の疫学のデータを用いることとしました。

累積線量としておおよそ 100mSv という値は、生涯にわたる追加的な被ばくによる線量の合計がこの値を超えた場合に、この被ばくを原因とした健康上の影響が出る可能性が高まるということが統計的に示されているもので、大規模な疫学調査によって検出された事象を安全側に立って判断された、おおよそその値です。文献において、明らかに健康上の影響が出始めると考えられる数値的データは錯綜していましたが、この値は、それらも踏まえて検討されたものです。累積線量としておおよそ 100mSv をどのように年間に振り分けるかは、リスク管理機関の判断になります。

- 3 本年3月29日にまとめた食品安全委員会の「緊急とりまとめ」は、緊急時における取扱いを示したものであり、累積線量で示した今回の考え方は、緊急時の対応と矛盾するものではありません。緊急時には、より柔軟な対応が求められることも考えられます。
- 4 なお、100mSv 未満の線量における放射線の健康への影響については、放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性や、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいことや曝露量の不正確さなどのために追加的な被ばくによる発がん等の健康影響を証明できないという限界があるため、現在の科学では影響があるともないとも言えず、100mSv は閾値（毒性評価において、ある物質が一定量までは毒性を示さないが、その量を超えると毒性を示すときのその値。「しきい値」ともいう。）とは言えないものです。
- 5 「食品に関して年間何 mSv までは安全」といった明確な線を引いたものになっていませんが、食品安全委員会としては、科学的・中立的に食品健康影響評価を行う独立機関として、現在の科学においてわかっていることとわかっていないことについて、可能な限りの知見を誠実に示したものとご理解いただければと考えます。今後は、パブリックコメントの手続きを経て本評価結果がまとめられますが、その結果を踏まえ、食品からの放射性物質の検出状況、日本人の食品摂取の実態等を勘案しながら、リスク管理機関において適切な管理措置がとられることを期待しています。

平成23年7月26日
食品安全委員会委員長 小泉 直子

評価書（案）

食品中に含まれる放射性物質

2011年7月

食品安全委員会

放射性物質の食品健康影響評価に関する

ワーキンググループ

要 約

2011年3月11日に、東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、周辺環境から通常よりも高い程度の放射能が検出されたことを受けて、厚生労働省は、当面の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とした。この暫定規制値は、緊急を要するために食品健康影響評価を受けずに定めたものであることから、厚生労働大臣は、2011年3月20日、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請した。

今回、食品健康影響評価を行うに当たっては、原子放射線に関する国連科学委員会及び米国毒性物質疾病登録機関の放射性物質に関する報告書に引用されている文献、国際放射線防護委員会、世界保健機関が公表している資料に加え、その他放射性物質に関連する文献等を幅広く検討の対象とした。なお、経口摂取による放射性物質の健康影響に関する文献は限られていることから、経口摂取による内部被ばくの報告に限らず、また、化学物質としての毒性に関する報告も含め、広く知見を収集した。

個別の核種としては、厚生労働省により暫定規制値が定められている放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種（アメリシウム、キュリウム）、さらに放射性ストロンチウムについて検討を行ったが、検討を行った各核種について、経口摂取による健康影響に関するデータは乏しかった。

放射線による影響よりも化学物質としての毒性がより鋭敏に出ると判断されたウランについては、耐容一日摂取量（TDI）を設定することとした。

ウラン以外の核種については、甲状腺への影響が大きく、甲状腺がんが懸念される放射性ヨウ素、及び食品中からの放射性物質の検出状況等を勘案すると、現状では、食品からの放射性物質の摂取に関して最も重要な核種と考えられた放射性セシウムも含め、個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった。

以上のことを踏まえ、低線量放射線の健康影響に関する検討を行い、その結果をとりまとめた。ただし、ウランについてはTDIを設定した。

疫学データには種々の制約が存在するが、そうした制約を十分認識した上で、本ワーキンググループにおいては、入手し得た文献について検討を重ね、研究デザインや対象集団の妥当性、統計学的有意差の有無、推定曝露量の適切性、交絡因子の影響、著者による不確実性の言及等の様々な観点から、本評価において参考にし得る文献か否かについて整理した。

その結果、成人に関して、低線量での健康への影響がみられた、あるいは高線量での健康への影響がみられなかったと報告している大規模な疫学データに基づく次のような文献があった。

- ① インドの高線量地域での累積吸収線量 500 mGy 強において発がんリスクの増加がみられなかったことを報告している文献 (Nair et al. 2009)

② 広島・長崎の被爆者における固形がんによる死亡の過剰相対リスクについて、被ばく線量 0～125 mSv の群で線量反応関係においての有意な直線性が認められたが、被ばく線量 0～100 mSv の群では有意な相関が認められなかったことを報告している文献 (Preston et al. 2003)

③ 広島・長崎の被爆者における白血病による死亡の推定相対リスクについて、対照 (0 Gy) 群と比較した場合、臓器吸収線量 0.2 Gy 以上で統計学的に有意に上昇したが、0.2 Gy 未満では有意差はなかったことを報告している文献 (Shimizu et al. 1988)

以上から、本ワーキンググループが検討した範囲においては、放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上と判断した。

小児に関しては、より影響を受けやすい可能性 (甲状腺がんや白血病) があると考えられた。

100 mSv 未満の線量における放射線の健康影響については、疫学研究で健康影響がみられたとの報告はあるが、信頼のおけるデータと判断することは困難であった。種々の要因により、低線量の放射線による健康影響を疫学調査で検証し得ていない可能性を否定することもできず、追加の累積線量として 100 mSv 未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であった。

ウランについては、ラットの 91 日間飲水投与試験における全投与群で認められた腎尿管の変化 (雌雄に尿細管上皮核の小嚢状の変形、雄では、近位尿細管の拡張、尿細管基底部の核の管腔側への変位、及び細胞質の空胞変性) より、LOAEL はウランとして 0.06 mg/kg 体重/日であった。この試験では離乳期のラット (雌雄、各投与群 15 匹) が用いられ、病理組織学的検査を含め幅広い検査が行われており、この試験における LOAEL に不確実係数を適用して TDI を算出することが適切であると考えられた。この試験における腎臓に対する影響及び体内動態においては、排泄が速く、定常状態にあると判断されることから、91 日間の亜慢性試験による追加の不確実係数は不要と考えられた。ウランは腎臓から速やかに排泄されることを考慮して、不確実係数は 300 (種差 10、個体差 10、LOAEL から NOAEL への外挿 3) を適用することが適当と判断した。したがってウランの LOAEL を 0.06 mg/kg 体重/日とし、不確実係数 300 を適用したところ、ウランの TDI は 0.2 µg/kg 体重/日となった。

XIII. 食品健康影響評価

本ワーキンググループは、食品に含まれる放射性物質に関する食品健康影響評価について、参考文献等を用いて調査審議を行った。以下にその結果を取りまとめる。なお、線量等の単位については、原著論文にある記載を用いて示している。

1. 個別核種に関する検討

個別の核種としては、厚生労働省により暫定規制値が定められている放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種（アメリシウム、キュリウム）、さらに放射性ストロンチウムについて検討を行ったが、検討を行った各核種について、経口摂取による健康影響に関するデータは乏しかった。

放射性ヨウ素については、甲状腺への影響が大きく、甲状腺がんが懸念される物質であり、甲状腺等価線量として 100 mSv を超える線量においては、統計学的に有意な健康への影響が示された報告があることは確認できたが、放射性ヨウ素として個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった。

放射性セシウムについては、食品中からの放射性物質の検出状況等を勘案すると、現状では、食品からの放射性物質の摂取に関して最も重要な核種と考えられた。しかしながら、個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった。

放射線による影響よりも化学物質としての毒性がより鋭敏に出ると判断されたウランについては、耐容一日摂取量（TDI）を設定することとした。

プルトニウム、アメリシウム及びキュリウムについては、特に情報が少なく、また、放射性ストロンチウムについても個別に評価結果を示すに足る情報は得られず、これら 4 種の核種について個別に評価結果は示せないものと判断した。

以上のことを踏まえ、低線量放射線の健康影響に関する検討を行い、その結果をとりまとめた。ただし、ウランについては TDI を設定した。以下に、その評価について示す。

2. 低線量放射線による健康影響について

低線量の放射性物質の健康影響に関する検討においては、動物実験あるいは *in vitro* 実験の知見よりもヒトにおける知見を優先することとした。低線量における影響は、主に発がん性として現れる。そのため、疫学のデータを重視した。

ヒトにおける知見（疫学データ等）については、核種を問わず、曝露された線量についての情報の信頼度が高いもの、及び調査・研究手法が適切なものを選択して食品健康影響評価を行うこととした。

現時点における科学的水準からは、低線量の放射線に関する閾値の有無について科学的・確定的に言及することはできなかった。また、ある疫学データに基づき直線仮説の適

用を検討している論文もあるが、モデルの検証は難しく、そのデータだけに依存することはできない。国際機関において、比較的高線量域で得られたデータを一定のモデルにより低線量域に外挿することに関して、閾値がない直線関係であるとの考え方に基づいてリスク管理上の数値が示されているが、もとより、仮説から得られた結果の適用については慎重であるべきである。今回の食品健康影響評価においては、実際のヒトへの影響を重視し、根拠の明確な疫学データで言及できる範囲で結論を取りまとめることとした。なお、ヒトは常に自然界からの放射線（日本平均では約 1.5 mSv/年（放射線医学総合研究所 2007）、世界平均では約 2.4 mSv/年（UNSCEAR 2008））や正常なヒト体内に存在する放射性物質からの放射線など自然線源からの被ばくのみならず、医療被ばくなどの人工被ばくを受けている。データの解釈に当たっては、これらの被ばくに加え、種々の要因による放射線被ばく以外の健康上のリスクも存在していることを考慮して検討を進めることとした。

本評価の趣旨に照らせば、本来は、食品の摂取に伴う放射性物質による内部被ばくのみ健康影響に関する知見に基づいて評価を行うべきであるが、そのような知見は極めて少なく、客観的な評価を科学的に進めるためには外部被ばくを含んだ疫学データをも用いて評価せざるを得なかった。また、参照した文献等において、曝露された線量についての情報が 1 年間当たりの年間線量で示されず累積線量を用いて取りまとめられていたものも多く存在し、また、多くの年間線量値は一定の仮定の下で累積線量から割り出されていたことから、根拠となり得る文献において疫学データを累積線量で取りまとめていた場合にあっては、本ワーキンググループにおいてもそれを尊重することとし、累積線量によって健康への影響を検討することが妥当と判断した。なお、累積線量又は年間線量における食品の寄与率を科学的合理性をもって推定できるような文献は見当たらなかった。

根拠を明確に示せる科学的知見に基づき食品健康影響評価の結論を取りまとめる必要があるが、性別、年齢、社会経済的な状況及び喫煙等の生活習慣といった交絡因子あるいは調査研究の方法論的な限界から来るバイアス等複雑な要因を排除しきれないことに加え、用いられた疫学データが有する統計学的な制約から、一定水準以下の低線量の放射線曝露による健康影響を確実に示すことができる知見は現時点において得られていない。現在の科学的水準においてそれを検出することは事実上困難と考えられた。

疫学データには種々の制約が存在するが、そうした制約を十分認識した上で、本ワーキンググループにおいては、入手し得た文献について検討を重ね、研究デザインや対象集団の妥当性、統計学的有意差の有無、推定曝露量の適切性、交絡因子の影響、著者による不確実性の言及等の様々な観点から、本評価において参考にし得る文献か否かについて整理した（別添論文リスト参照）。

その結果、成人に関して、低線量での健康への影響がみられた、あるいは高線量での健康への影響がみられなかったと報告している大規模な疫学データに基づく次のような文献があった。

- ①インドの高線量地域での累積吸収線量 500 mGy 強³において発がんリスクの増加がみられなかったことを報告している文献 (Nair et al. 2009)
- ②広島・長崎の被爆者における固形がんによる死亡の過剰相対リスクについて、被ばく線量 0～125 mSv の群で線量反応関係においての有意な直線性が認められたが、被ばく線量 0～100 mSv の群では有意な相関が認められなかったことを報告している文献 (Preston et al. 2003)
- ③広島・長崎の被爆者における白血病による死亡の推定相対リスクについて、対照 (0 Gy) 群と比較した場合、臓器吸収線量 0.2 Gy 以上⁴で統計学的に有意に上昇したが、0.2 Gy 未満では有意差はなかったことを報告している文献 (Shimizu et al. 1988)

また、小児に関しては、線量の推定等に不明確な点のある文献ではあるが、チェルノブイリ原子力発電所事故時に 5 歳未満であった小児を対象として、白血病のリスクの増加を報告している文献 (Noshchenko et al. 2010) があった。また、甲状腺がんについては、チェルノブイリ原子力発電所事故に関連して、被ばく時の年齢が低いほどリスクが高かったことを報告している文献があった (Zablotska et al. 2011)。さらに、胎児への影響に関しては、1 Gy 以上の被ばくにより精神遅滞がみられたが、0.5 Gy 以下の線量については健康影響が認められなかったことを報告している文献 (UNSCEAR 1993) があった。

以上から、本ワーキンググループが検討した範囲においては、放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上と判断した。

小児に関しては、より影響を受けやすい可能性 (甲状腺がんや白血病) があると考えられた。

100 mSv 未満の線量における放射線の健康影響については、疫学研究で健康影響がみられたとの報告はあるが、信頼のおけるデータと判断することは困難であった。種々の要因により、低線量の放射線による健康影響を疫学調査で検証し得ていない可能性を否定することもできず、追加の累積線量として 100 mSv 未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であった。

3. ウランによる健康影響について

ウランはすべての同位体が放射性核種であることから化学物質及び放射性物質両方の毒性を発現する可能性がある。

ウランは、ヒト及び実験動物に対して腎毒性を示す。低濃度のウランを含む井戸水を飲

³ 被ばくした放射線が β 線又は γ 線だったと仮定した場合、放射線荷重係数 1 を乗じて、500 mSv 強となる。

⁴ 被ばくした放射線が β 線又は γ 線だったと仮定した場合、放射線荷重係数 1 を乗じて、0.2 Sv 以上となる。

用したヒトに関する疫学調査では、腎尿細管への影響を示唆する知見は得られているが、その臨床的意義は明らかではない。

実験動物においては、ウランは主として腎臓、肝臓に影響を与え、発生毒性も示されているが、最も影響を受けやすいのは腎尿細管である。

遺伝毒性については、*in vitro* のほ乳類細胞を用いた染色体異常試験、小核試験、コマットアッセイ、突然変異試験で陽性であり、*in vivo* 試験でマウス精原細胞の染色体異常の誘発等が報告されており、いずれもメカニズムとしては放射線による DNA 損傷に起因するものと考えられた。

発がん性について、ヒト及び実験動物に関するデータは不十分であり、現時点ではウランの経口摂取による発がん性を示す知見は得られていない。

実験動物を用いた試験において最も低い用量で認められた影響は、30 日間飲水投与試験（マウス）における母動物での小型一次卵胞数の減少に基づく NOAEL 0.5 µg/L (0.125～0.250 µg U/kg 体重/日相当) であった。

この試験において生殖能力の指標には影響はみられなかった。卵胞数の減少については用量反応関係がみられているが、信頼性が未確立の手法を用いて得られた結果であり評価結果にも不明確な点が認められた。さらに再現性について判断することは困難であることから、今回は TDI の設定根拠としては採用しなかった。

次に低い用量で認められた影響は、NZW ウサギ 91 日間飲水投与試験の雄の腎尿細管の病理組織学的変化（細胞質空胞変性、核大小不同）であり、LOAEL はウランとして 0.05 mg/kg 体重/日であった。しかし、試験中に雄ウサギのパスツレラへの感染が認められている。引き続き行われた SPF の NZW 雄ウサギを用いた 91 日間飲水投与試験では、腎臓の病理組織学的変化の発生頻度及び程度の統計学的解析から、600 mg/L (40.98 mg U/kg 体重/日) 投与群のみで有意差が認められている。著者らは前の試験において、より低い投与量で観察された腎臓の変化と合わせて、この試験における LOAEL を 24 mg/L (1.36 mg U/kg 体重/日) と結論している。前に行われた試験の LOAEL 0.05 mg U/kg 体重/日を TDI の算出に用いなかった。

その次に低い用量で認められた影響は、ラットの 91 日間飲水投与試験における全投与群で認められた腎尿細管の変化（雌雄に尿細管上皮核の小嚢状の変形、雄では、近位尿細管の拡張、尿細管基底部の核の管腔側への変位、及び細胞質の空胞変性）であり、LOAEL はウランとして 0.06 mg/kg 体重/日であった。この試験では離乳期のラット（雌雄、各投与群 15 匹）が用いられ、病理組織学的検査を含め幅広い検査が行われている。したがって、この試験における LOAEL に不確実係数を適用して TDI を算出することが適切であると考えられた。

この試験において、体重等の全身影響はなく、病理組織学的検査項目以外に腎毒性を示す結果は認められなかったこと、腎臓における病理組織学的結果に明らかな用量相関は認められないことから、このウランの腎臓への影響は、重篤な病変ではないと考えられた。これらの腎臓に対する影響及び体内動態においては、排泄が速く、定常状態にあると判断されることから、91 日間の亜慢性試験による追加の不確実係数は不要と考えられた。ウラ

ンは腎臓から速やかに排泄されることを考慮して、不確実係数は300(種差10、個体差10、LOAEL から NOAEL への外挿3)を適用することが適当と判断した。したがってウランのLOAELを0.06 mg/kg 体重/日とし、不確実係数300を適用したところ、ウランのTDIは0.2 µg/kg 体重/日となった。

TDIに相当する摂取量のウランによる放射線量は、実効線量として約0.005 mSv/年に相当し(参考1参照)、十分低い線量であると考えられた。したがって、ウランの毒性は化学物質としての毒性がより鋭敏に出るものと考えられた。

<参考1>

TDI=0.2 µg/kg 体重/日について、体重60 kgとした場合、天然のウランの存在度と各同位体の線量換算係数を用いて放射線の大きさを見積もると、約0.005 mSv/年に相当。

核種	天然存在度 %	半減期 yrs	Specific activity Bq/µg	換算係数 mSv/Bq
²³⁴ U	0.0054	2.446 x 10 ⁵	230	4.9 x 10 ⁻⁵
²³⁵ U	0.72	7.038 x 10 ⁸	0.0803	4.7 x 10 ⁻⁵
²³⁸ U	99.2745	4.470 x 10 ⁹	0.0124	4.5 x 10 ⁻⁵

<参考2>

対象者数が50と少ないなど、不確実性が大きいためあくまで参考であるが、カナダ・ノバスコシア州住民のウラン摂取量と尿中グルコース及びβ₂-MG排泄量に関するZamora et al. (1998)のデータにベンチマークドース法を適用すると、性・年齢・飲料水ウランレベル(高・低)を調整したベンチマークドースの95%信頼下限値(BMDL)として74~82 µg U/日が得られた。

1 **XIV. その他の考慮すべき事項**

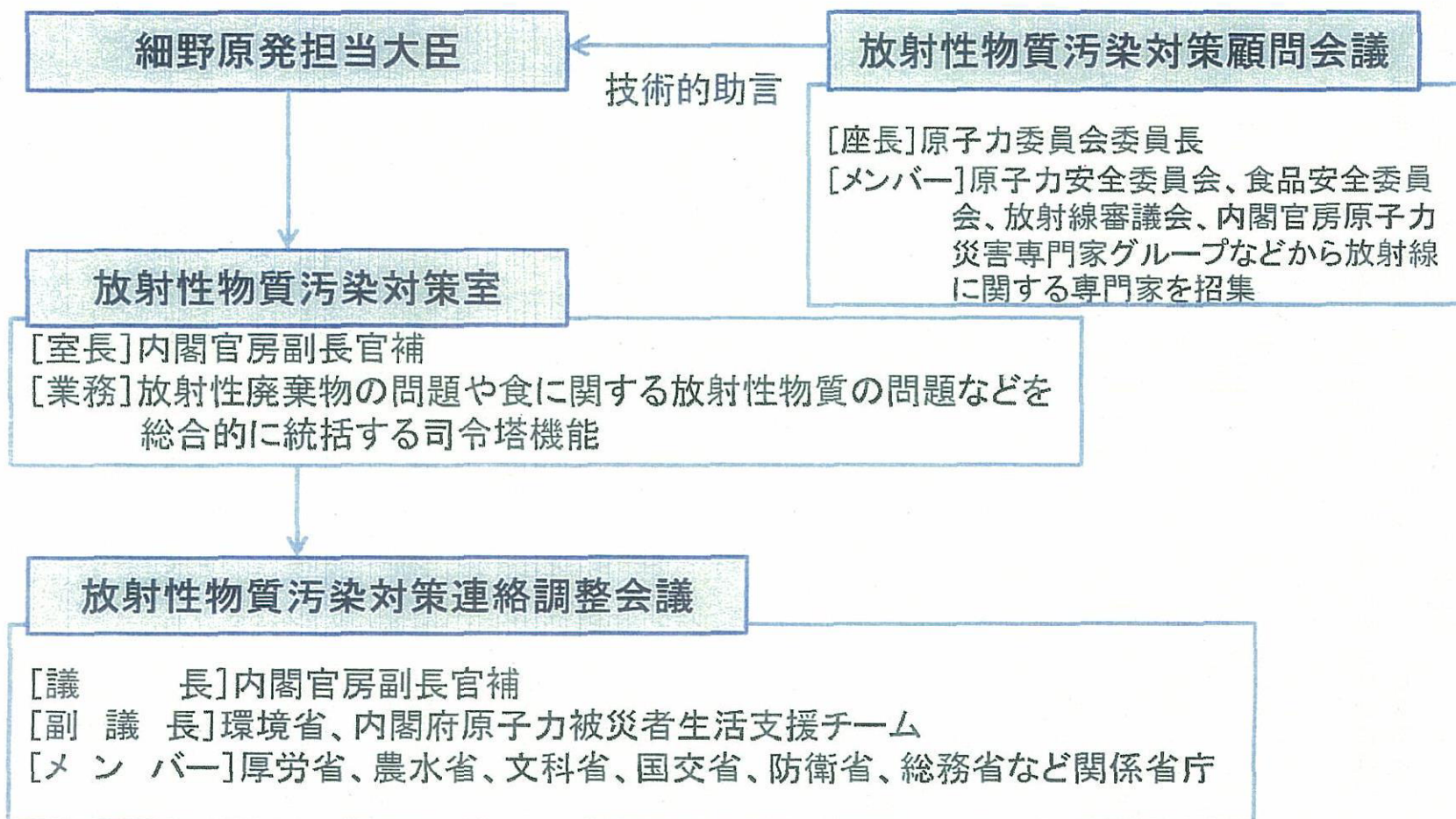
2 上記の評価結果に基づいて食品中のウラン以外の放射性物質についてのリスク管理を行
3 う場合には、本評価結果が、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯におけ
4 る累積線量で示されていることを考慮し、食品からの放射性物質の検出状況、日本人の食
5 品摂取の実態等を踏まえて、管理を行うべきである。

6

7

放射性物質の汚染拡大防止に向けた総合的な推進体制の構築について

細野大臣の指揮の下、内閣官房副長官補を室長とする「放射性物質汚染対策室」を中心に各省の連携体制を構築



放射性物質汚染対策連絡調整会議の開催について（案）

平成23年8月25日

関係省庁申合せ

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について、関係省庁の緊密な連携を確保し、総合的な調整を図るため、放射性物質汚染対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政）
副議長 内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐
環境省水・大気環境局長
構成員 内閣審議官
警察庁長官官房総括審議官
消費者庁次長
総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）
外務省軍縮不拡散・科学部長
文部科学省科学技術・学術政策局長
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
厚生労働省労働基準局長
農林水産省大臣官房技術総括審議官
農林水産省農林水産技術会議事務局長
経済産業省原子力安全・保安院長
国土交通省総合政策局長
防衛省運用企画局長

オブザーバー

東日本大震災復興本部
原子力委員会

原子力安全委員会
食品安全委員会
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人放射線医学総合研究所
東京電力株式会社

3. 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

放射性物質汚染対策顧問会議の開催について

〔 平成 23 年 8 月 25 日
内 閣 官 房 長 官 決 裁 〕

1. 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について総合的な調整を図るため、原発事故の収束及び再発防止担当大臣が当該分野に関する専門的知見を有する者に参集を求め、意見を聴くことを目的として、放射性物質汚染対策顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）顧問会議は、別紙に掲げる者により構成し、原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下に開催する。
- （２）原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、顧問会議の座長を依頼する。
- （３）顧問会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

顧問会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

(別紙)

(五十音順)

- ※ 神谷 研二 福島県立医科大学副学長
広島大学原爆放射線医科学研究所長
- 熊谷 進 食品安全委員会委員長代理
東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
- 近藤 駿介 原子力委員会委員長（座長）
東京大学名誉教授
- ※ 酒井 一夫 独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター長
東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻客員教授
- ※ 佐々木 康人 社団法人日本アイソトープ協会常務理事
前（独）放射線医学総合研究所理事長
- 代谷 誠治 原子力安全委員会委員
京都大学名誉教授
- 高橋 知之 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会委員
京都大学准教授
- 丹羽 太貫 放射線審議会会長
京都大学名誉教授

※は、原子力災害専門家グループのメンバー

食安発０８０４第２号
平成２３年８月４日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成２３年４月４日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成２３年６月２７日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

今般、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること及び米の収穫時期が到来していることを踏まえ、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、その中で、地方自治体における検査計画についても再整理されたところです（別紙）。

つきましては、対象自治体におかれましては、引き続き、適切に検査計画を策定し、実施するようお願いします。

また、対象自治体以外の自治体におかれましても、可能な限り検査を実施するようお願いします。

平成23年8月4日
厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

(1) 総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

(2) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

(1) 暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア 野菜類等(露地物を優先して選択)

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ(露地栽培)、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ 乳

乳

ウ 水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキイガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

エ 肉

牛肉

(2) 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康栄養調査の摂取量上位品目 (平成20年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

(3) 当該自治体において出荷制限を解除された品目

(4) その他国が別途指示する品目

(5) 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品 (生産者情報が明らかなもの)

なお、広域に回遊する水産物については国が自治体に別途指示する。

4 検査対象区域等の設定

・ 地域的な広がりを把握するため、生産・水揚げ等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で検体を採取する。

検査は検査対象区域内の複数の市町村を対象とし、市町村の選択に当たっては、食品から暫定規制値を超えた放射性物質が検出された市町村を優先的に対象とするほか、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果を勘案する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的 (原則として曜日などを指定して週1回程度) に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施し、その他の品目については定期的に検査を実施する。

ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化する。

検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉及び米の検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）の別添を勘案する。

平成 23 年 8 月 4 日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けでそれまでに得られた知見に基づき「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。その後、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることを踏まえ、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方を再整理した。

なお、本改正は放出された放射性物質の性質及び食品からの検出状況等を踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実しようとするものである。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。

引き続き、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

(1) 総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

(2) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

(1) 暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア 野菜類等（露地物を優先して選択）

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ 乳

乳

ウ 水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキイガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

エ 肉

牛肉

(2) 国民の摂取量を勘案した主要品目

（参考）国民健康栄養調査の摂取量上位品目（平成20年調査より）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果

実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

(3) 当該自治体において出荷制限を解除された品目

(4) その他国が別途指示する品目

(5) 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

なお、広域に回遊する水産物については国が自治体に別途指示する。

4 検査対象区域等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産・水揚げ等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体がその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で検体を採取する。

検査は検査対象区域内の複数の市町村を対象とし、市町村の選択に当たっては、食品から暫定規制値を超えた放射性物質が検出された市町村を優先的に対象とするほか、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果を勘案する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施し、その他の品目については定期的に検査を実施する。

ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化する。

検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

- (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
- (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
- (3) 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
- (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

Ⅳ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該地方自治体からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割することができる。

3 解除の条件

(1) 放射性ヨウ素の検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、検査結果が3回連続、暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

(2) 放射性セシウムの検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査する）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

4 解除後の検査

上記3と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。

V その他

I から V の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添 1

イ 乳

別添 2

ウ 茶

別添 3

エ 水産物

別添 4

才 麦類
別添 5
力 牛肉
別添 6
キ 米
別添 7

野菜類・果実類等

1 対象自治体の検査計画

主要品目・主要産地については、原則として出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地ものの分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

土壌中の放射性セシウムが野菜類・果実類等に移行することを考慮し、以下のとおりとする。

ア 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から原則として1市町村当たり3か所以上検体採取地点を選定(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)

イ 各採取地点から検体を採取し、検査

ウ 解除しようとする区域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、直近1か月以内の検査結果が暫定規制値以下(不検出を含む。)となる場合に、当該区域の当該品目を解除する。

なお、出荷制限等の対象区域における当該品目の出荷が終了した場合には、当該品目の次期出荷開始予定3日前からの検査結果により出荷制限等を解除することができる。

(2) 解除後の検査

解除後も、出荷が継続している間は、定期的に検体の採取・検査を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね月1回程度とすることができる。

乳

1 対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

原則として、概ね2週間ごとに継続的に検体を採取し検査する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体を採取し分析を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

なお、放射性ヨウ素については、3回連続100Bq/kg以下(不検出含む)とする。

(2) 解除後の検査

解除後も、定期的に検体の採取、分析を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね2週間ごととすることができる。

茶

1 対象自治体の検査計画

茶の検査は、一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施する。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階において、荒茶について検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県、市町村等による管理が可能であれば、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1)解除の条件

出荷制限等の解除に当たっては、出荷制限を受けた次の茶期以降において、解除しようとする区域内から原則として1市町村当たり3か所以上の地点において(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)検体を採取し、検査を実施する。

検査の結果、解除しようとする地域内の採取地点の全てについて、放射性セシウムの濃度が暫定規制値以下(不検出を含む)となる場合に、出荷制限を解除する。

(2)解除後の措置

解除後も、茶期ごとに検査を実施し、結果を公表する。

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

① 内水面魚種(例:ヤマメ、ワカサギ、アユ)

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

② 沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層(例:コウナゴ)、中層(例:スズキ、タイ)、底層(例:カレイ、アナゴ)、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

③ 回遊性魚種(カツオ、イワシ・サバ類、サンマ、サケ等)

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から岩手県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

① 原発事故による排水の状況等に留意しつつ、漁期開始前に検査を実施する。

② 漁期開始後は、原則として週1回程度実施する。直近1か月の検査の結果が、暫定規制値を安定的に下回る場合は、検査頻度を下げる(2週ごとなど)ことができる。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

個別品目ごとに漁場単位で設定・解除することを原則とする。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

なお、回遊性魚種を対象とするものなど、指示対象品目を漁獲する漁業が農林水産大臣が許可を行う漁業の場合は、農林水産大臣に対して指示を行う。

(2) 制限設定の検討

漁場・魚種毎に以下の検査を実施し、その検査結果に応じ、出荷制限の要否及び漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。

① 内水面魚種

暫定規制値を超える値が検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

② 沿岸性魚種等

暫定規制値を超える値が検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

③ 回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することもあり、暫定規制値を超える値が検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を考慮して、制限対象漁場を複数の区域に分割することができる。

(2) 解除の要件

① 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする漁場の範囲から、原則として複数漁場で概ね1週間ごとに検査し(3回程度)、直近1か月以内の検査結果が全て暫定規制値以下とする。過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)。

② 沿岸性魚種等

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。ただし、定着

性の貝類、甲殻類又は海藻類、底魚類等移動性の低い種の場合は、過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)

③回遊性魚種

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。

なお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。

(3)解除後の措置

解除後も、漁獲が継続している間は、1-(2)-②に準じて検査を行い、結果を公表する。

麦類

1 対象自治体の検査計画・実施方法

麦類は、ほぼ全量を農協等が集荷し、製粉企業等の特定の実需者に販売されることから、ロットごとに安全性を確認することが可能である。このため、乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)又は保管倉庫においてロット単位※で検査を実施する。

※乾燥調製貯蔵施設では貯蔵サイロごと、保管倉庫では概ね 300 トンを上限として農協等集荷業者ごとに麦種別に検査ロットを設定。

2 全ロット検査の実施と検査結果に基づく対応

(1)全ロット検査の実施方法

麦の出穂・開花時期の空間放射線量率が平常時の範囲(小数点以下第 2 位を四捨五入して $0.1 \mu\text{Sv/h}$ となる範囲)を超える地域、又は農地土壌(表層から 15 cm の深さで採取した土壌試料)中の放射性セシウム濃度が 1,000 Bq/kg 以上の地域においては、自治体が全ロット検査を実施する。

また、上記以外の地域において、自治体が地域ごとに最初のロットを検査した結果が、一定の水準を超過した場合には、全ロット検査を実施する。

(2)検査結果に基づく対応

検査の結果、暫定規制値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない(原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限は適用しない。)。

牛肉

1 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラを原因とした、牛肉の暫定規制値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

(1)特に指示する区域等については、全頭検査し、暫定規制値を下回った牛肉については、販売を認める。

(2)(1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

米

1 対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごとに出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査の結果等を考慮して米の収穫前に行う調査等を勘案し、検査対象区域となる市町村、検査点数等の決定を行う。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

平成23年産米に係る出荷制限については、解除を行わない。

食品中の放射性物質検査の結果について(概略)

食品安全部監視安全課
平成23年8月29日15:00時点速報値

産地	食品群	検査件数	本日分 (再掲)	規制値 超過件数	本日分 (再掲)	超過品目
福島県	乳	375	6	18		原乳18件
	野菜類	3,517	3	232		たけのこ55件、ほうれんそう39件、原木しいたけ(露地)38件、ブロッコリー21件、ウメ11件、アブラナ6件、小松菜6件、アサメ6件、茎立菜5件、キャベツ5件、 儒夫冬菜5件、紅菜苔4件、ゆず4件、みずな3件、くそてつ(ごみ)3件、かぶ3件、原木しいたけ(施設)3件、花わさび2件、ビタミンナ2件、山東菜2件、セ リ2件、ちぢれ菜1件、ワカメ1件、ヒジキ1件、ビワ1件、イチジク1件、原木なめこ1件、チヂタケ1件
	肉類	620	17	48	1	牛肉48件(1件)
	水産物	800		86		アユ17件、ヤマメ8件、アイナメ9件、コモンカスベ7件、イカナゴの稚魚6件、キタムラサキウニ5件、シラス4件、ホッキ貝4件、ウグイ3件、シロメバル3件、エ ゾイソアイナメ4件、ワカサギ3件、イシガレイ2件、ヒラメ2件、ウスメバル2件、ムラサキイガイ1件、ウニ1件、イワナ1件、モクズガニ1件、バルガレイ1件、ホ ンモロコ1件、マコガレイ1件
	その他	182	11	3		生茶葉1件、小麦1件、なたね1件
茨城県	乳・乳製品	5,525	37	387	1	原乳5件
	野菜類	569		38		ほうれんそう28件、パセリ7件、水菜・サニーレタス各1件
	肉類	829	261			
	水産物	299		5		イカナゴの稚魚5件
	その他	273		13		生茶葉13件
栃木県	乳・乳製品	36				
	野菜類	299	3	11		ほうれんそう9件、蕎麦2件
	肉類	80	5	9		牛肉9件
	水産物	21				
	その他	31	2	4		生茶葉2件、煎茶2件
群馬県	乳・乳製品	489	10	24		
	野菜類	61		3		ほうれんそう2件、かき菜1件
	肉類	724	124			
	水産物	10	1	1	1	ワカサギ1件(1件)
	その他	27		3		煎茶2件、生茶葉1件
埼玉県	乳・乳製品	1348	125	7	1	
	野菜類	43				
	肉類	257	1			
	水産物	51	1			
	その他	1				
千葉県	乳・乳製品	439	3			
	野菜類	40		11		蓬蒿4件、パセリ、ほうれんそう各2件、ちんげん菜1、セルリ、サンチュ各1件
	肉類	177	2			
	水産物	17				
	その他	8				
東京都	乳・乳製品	216	6			
	野菜類	320	4	14		煎茶7件、生茶葉6件、製茶1件
	肉類	1078	12	25		
	水産物	4				
	その他	193		1		小松菜1件
神奈川県	乳・乳製品	9	1			
	野菜類	27		3		製茶2件、生茶葉1件
	肉類	173	1	4		
	水産物	50				
	その他	130				
新潟県	乳・乳製品	18	1			
	野菜類	1				
	肉類	65	2			
	水産物	40		16		煎茶10件、生茶葉6件
	その他	304	3	10		
長野県	乳・乳製品	44				
	野菜類	644	4			
	肉類	85				
	水産物	9				
	その他	18				
静岡県	乳・乳製品	10				
	野菜類	610	4			
	肉類	11				
	水産物	210				
	その他	11				
愛知県	乳・乳製品	11				
	野菜類	3				
	肉類	7				
	水産物	7	1			
	その他	5				
岐阜県	乳・乳製品	23	1			
	野菜類	34				
	肉類	42				
	水産物	142	2	14		牛肉14件
	その他	16				
富山県	乳・乳製品	9				
	野菜類	243	2	14		
	肉類	52				
	水産物	163	2			
	その他	434	7	42	1	牛肉42件(1件)
石川県	乳・乳製品	1				
	野菜類	67	1			
	肉類	31				
	水産物	748	10	42	1	
	その他					

産地	食品群	検査件数	本日分 (再掲)	規制値 超過件数	本日分 (再掲)	超過品目
秋田県	乳・乳製品	2				
	野菜類	7				
	肉類	26		2		牛肉2件
	水産物	35		2		
	その他	8				
山形県	乳・乳製品	128	8			
	野菜類	1452		2		牛肉2件
	肉類	5				
	水産物	1				
	その他	1595	8	2		
静岡県	乳・乳製品	3				
	野菜類	9				
	肉類	74				
	水産物	14	1			
	その他	152		7		製茶7件
山梨県	乳・乳製品	252	1	7		
	野菜類	3				
	肉類	24	3			
	水産物	30				
	その他	9				
北海道	乳・乳製品	88	3			
	野菜類	3				
	肉類	5				
	水産物	39				
	その他	31	1			
富山県	乳・乳製品	1				
	野菜類	79	1			
	肉類	30				
	水産物	17	17			
	その他	47	17			
石川県	乳・乳製品	17				
	野菜類	18				
	肉類	35				
	水産物	1				
	その他	57				
岐阜県	乳・乳製品	58				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	1				
	その他	9				
愛知県	乳・乳製品	12				
	野菜類	28				
	肉類	2	1			
	水産物	39	1			
	その他	5				
三重県	乳・乳製品	28				
	野菜類	1				
	肉類	6				
	水産物	13				
	その他	4				
京都府	乳・乳製品	57				
	野菜類	1				
	肉類	20				
	水産物	7				
	その他	1				
兵庫県	乳・乳製品	37				
	野菜類	1				
	肉類	72				
	水産物	72				
	その他	3				
鳥取県	乳・乳製品	3				
	野菜類	1				
	肉類	3				
	水産物	3				
	その他	1				
徳島県	乳・乳製品	5				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	1				
	その他	1				
高知県	乳・乳製品	1				
	野菜類	2				
	肉類	1				
	水産物	3				
	その他	5				
山口県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	12				
	水産物	1				
	その他	1				
長門県	乳・乳製品	2				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	2				
	その他	2				
大分県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	2				
	水産物	2				
	その他	1				
宮崎県	乳・乳製品	1				
	野菜類	2				
	肉類	2				
	水産物	2				
	その他	2				
その他	乳・乳製品	27				
	野菜類	5				
	肉類	32				
	水産物					
	その他					
総計		15,860	500	581	3	

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月29日 現在)**

福島県		
	出荷制限	摂取制限
原乳	3/21～：(3市14町9村※ ¹)	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～：(2市7町3村※ ²)
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	
	カブ	—
	原木しいたけ (露地)	4/13～：(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	—
	たけのこ	—
	くさそてつ(ごみ)	—
	ウメ	—
	ユズ	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～：(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	—
	ウグイ	—
	アユ(養殖を除く。)	—
肉	牛肉※ ⁶	7/19～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

茨城県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(全域)

栃木県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/2～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
その他	茶	6/2～：(鹿沼市、大田原市) 7/8～：(栃木市)

千葉県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～：(勝浦市)

神奈川県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～：(相模原市、松田町、山北町) 6/27～：(中井町)

群馬県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～：(渋川市、桐生市)

宮城県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	7/28～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

岩手県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/1～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):8月29日現在

			出荷制限 福島県
			地域別
			全域
原乳			3/21~4/8解除: (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)
			3/21~4/16解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡山村の区域を除く。)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鉾川村、塙町、矢祭町、いわき市)
			3/21~4/21解除: (相馬市、新地町)
			3/21~5/1解除: (南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。))
			3/21~6/8解除: (田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	3/21~ (右の地域を除く)	3/21~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)
			3/21~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/21~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/21~6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/21~6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
	その他すべて	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)
			3/23~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23~6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
結球性葉菜類(キャベツ等)		3/23~ (右の地域を除く)	3/23~4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23~5/4解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)
			3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23~4/27解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)
	アブラナ科の花苣類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~5/4解除: (いわき市)
			3/23~5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
			3/23~6/15解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)
			3/23~5/4解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村)
野菜類	カブ	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~5/18解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
			3/23~6/23解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			4/13~ (伊達市、磐梯町、相馬市、南相馬市、須賀川市、双葉町、大熊町、富岡町、柳津町、広野町、川俣町、喜降村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))
			4/18~ (福島市)
			4/13~4/25解除: (いわき市)
	原木しいたけ(露地)	-	4/26~ (本宮市)
			4/13~5/16解除: (田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町)
			4/13~5/23解除: (川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
			7/19~ (伊達市、本宮市)
			7/22~ (新地町)
たけのこ		-	5/9~ (伊達市、相馬市、三春町)
			5/13~ (南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)
			5/9~5/30解除: (平田村)
			5/9~6/8解除: (いわき市)
			5/9~6/21解除: (天栄村)
	くさそてつ(ごごみ)	-	5/13~6/21解除: (国見町)
			5/9~ (福島市、桑折町)
			6/2~ (福島市、伊達市、桑折町)
			6/8~ (福島市、南相馬市)
			6/29~ (福島市、南相馬市)
水産物	イカナゴの稚魚	4/29~	
			6/8~ (秋元湖、磐梯湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流の線分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))
			6/17~ (真野川(支流を含む。))
			6/17~ (真野川(支流を含む。))
			6/27~ (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))
	ヤマメ(養殖を除く。)		6/27~ (阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))
肉	牛肉	7/19~	8/25一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):8月29日現在

			出荷制限													
			茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
			全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳			3/23～4/10 解除		—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21～4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21～6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21～4/27 解除	3/21～4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21～4/8 解除	—	—	4/4～4/22解除 旭市、香取市、 多古町	—	—	—	—	—	—
		カキナ	3/21～4/17 解除		3/21～4/14 解除		3/21～4/8 解除	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		シュンギク、チンゲンサイ、 サンチュ	—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	パセリ		3/23～4/17 解除		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	セルリー		—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
肉	牛肉	—			8/2～ (8/25～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—	—	—	—	—	—	—	7/28～ (8/19～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—	8/1～ (8/25～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—
その他	茶		6/2～		—	6/2～ 鹿沼市、大田原 市 7/8～ 栃木市	—	8/30～ 茨城市、桐生市	—	6/2～ 野田市、成田市、 八街市、葛原市、 山武市、大網白 里町 7/4～ 勝浦市	—	6/2～ 小田原市、栗川 町、清川村、真鶴 町、湯河原町 6/23～ 相模原市、松田 町、山北町 6/27～ 中井町 8/2～8/29解除 南足柄市	—	—	—	—

※  の箇所は、出荷制限の対象

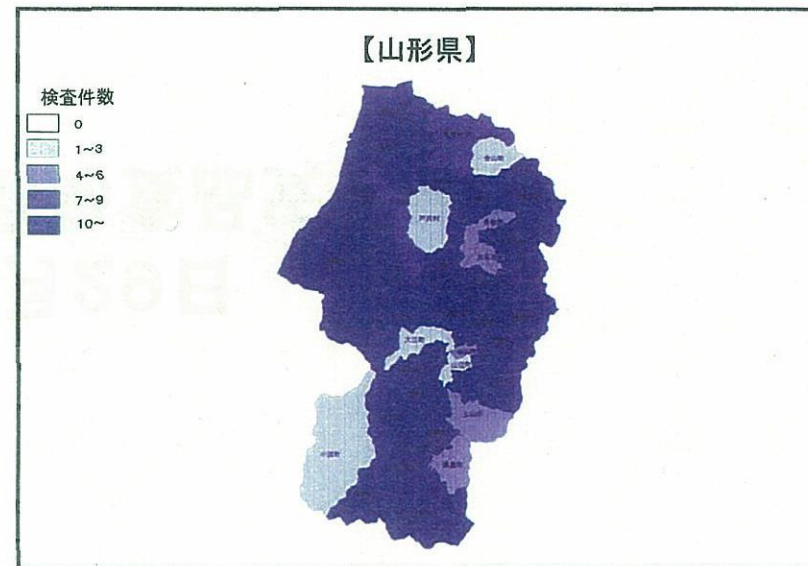
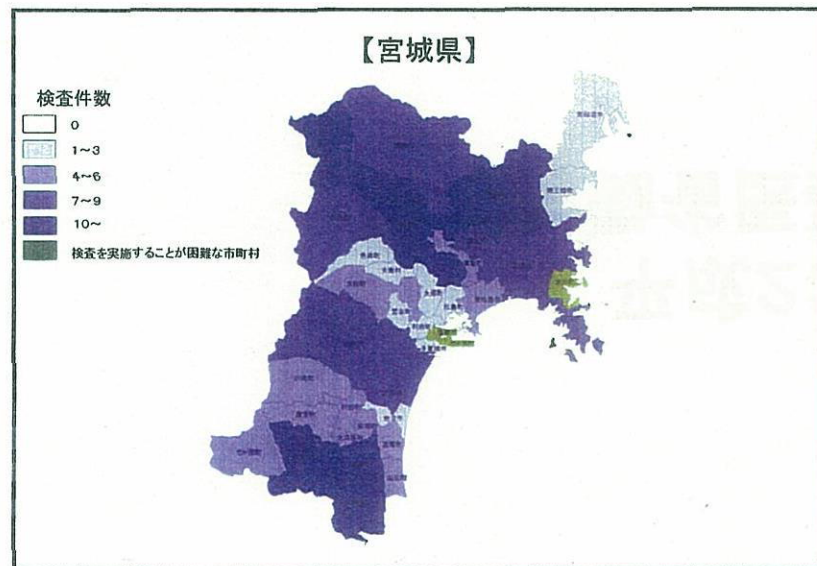
原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：8月29日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～5/4解除：（白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/11解除：（会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村） 3/23～5/25解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）） 3/23～6/1解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～6/23解除：（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村）
	結球性葉菜類（キャベツ等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～4/27解除：（会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村） 3/23～5/4解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～5/11解除：（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/25解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。））
	アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～4/27解除：（白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/4解除：（いわき市） 3/23～5/11解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～5/18解除：（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町） 3/23～6/15解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村）
	原木しいたけ（露地）	—	4/13～ 飯館村
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～	

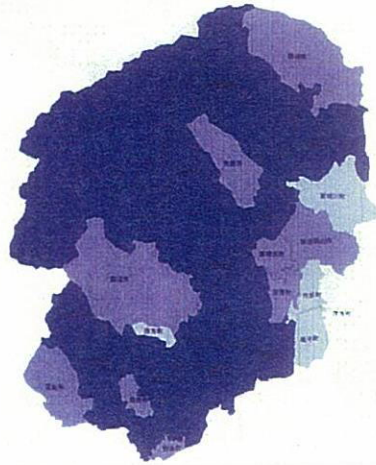
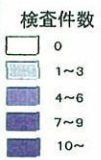
※  の箇所は、摂取制限の対象

**食品中(水産物を除く)の放射性物質に
関する検査の実施状況
【都道府県別】
(平成23年3月19日～8月27日)**

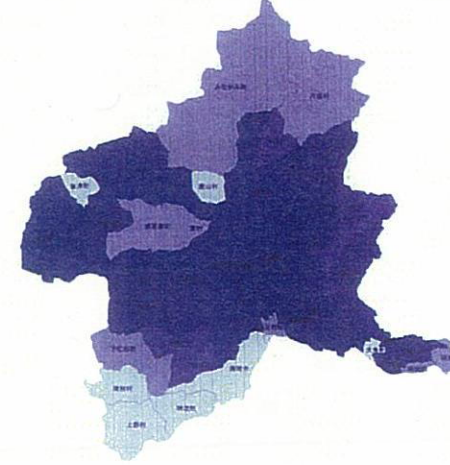
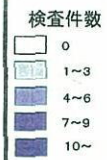
**平成23年8月29日
厚生労働省医薬食品局食品安全部**



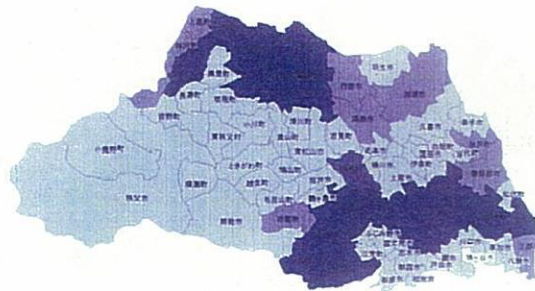
【栃木県】



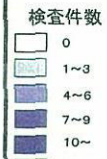
【群馬県】



【埼玉県】



【千葉県】

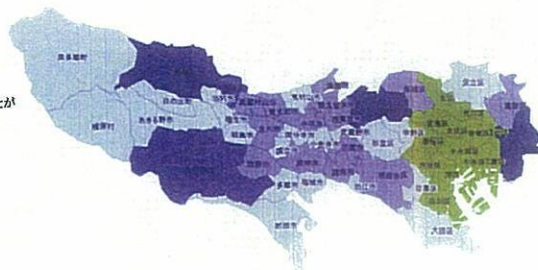


検査を実施することが困難な市町村



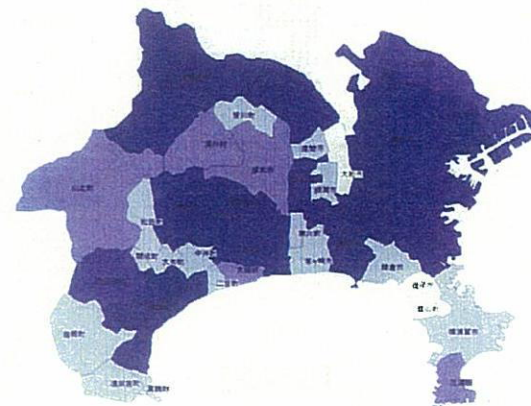
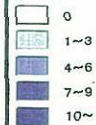
【東京都】

検査件数



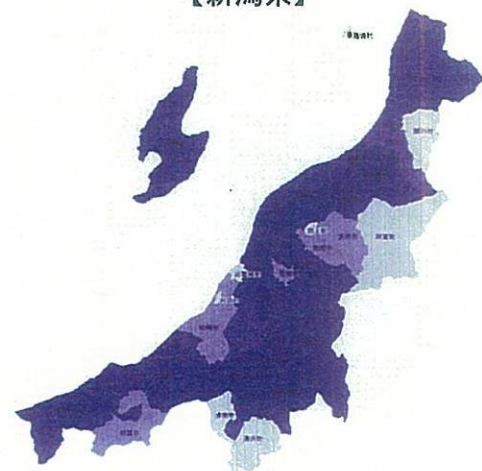
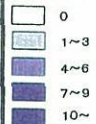
【神奈川県】

検査件数



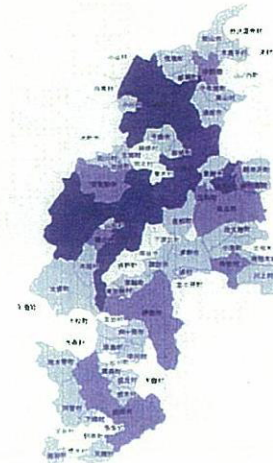
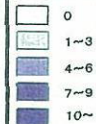
【新潟県】

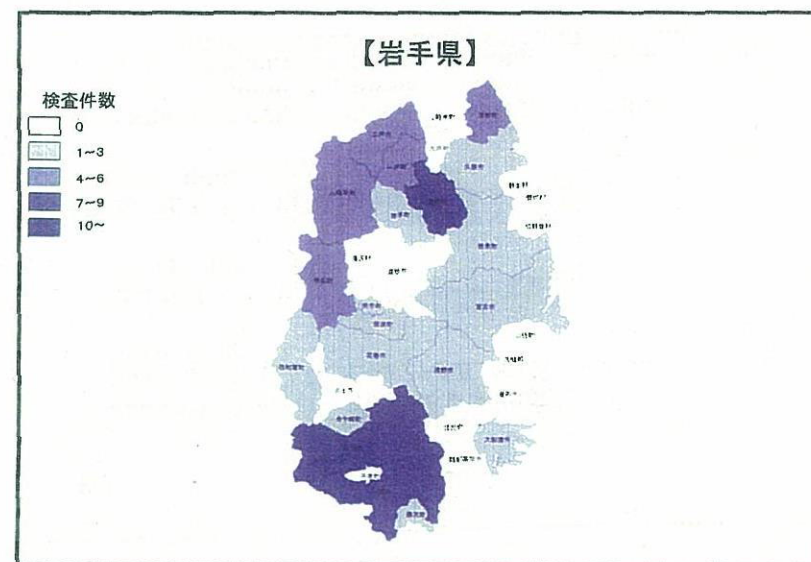
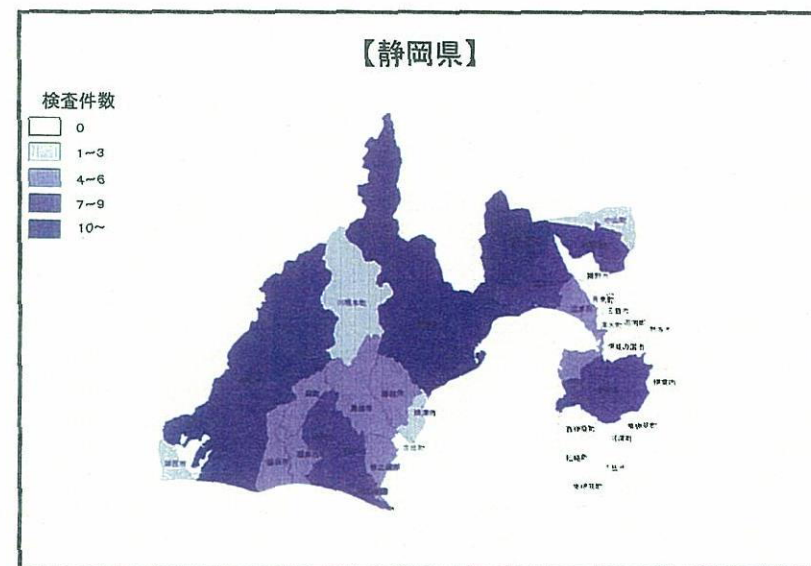
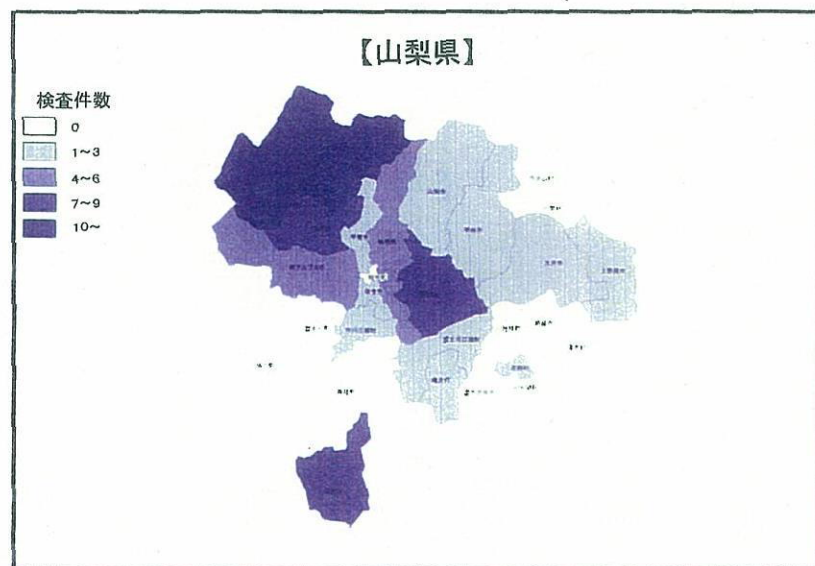
検査件数

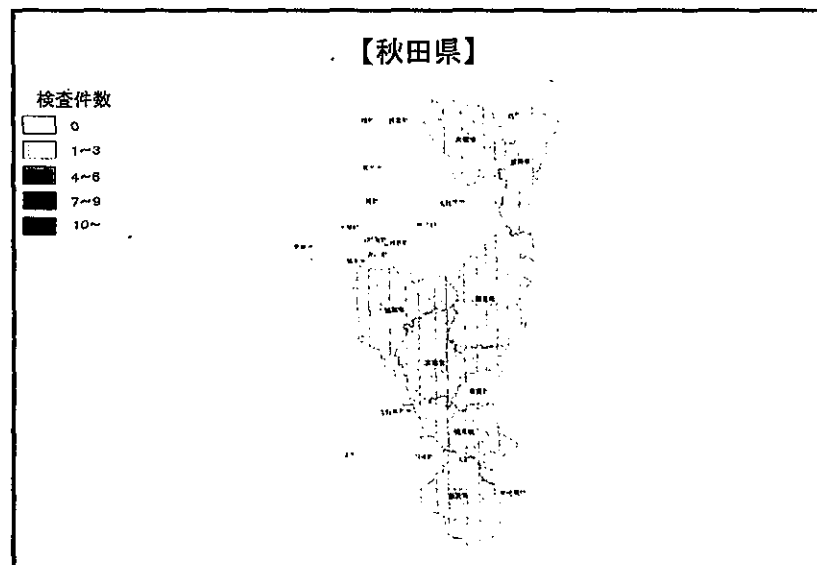


【長野県】

検査件数







参考

・平成23年4月4日：以下の11都県を対象自治体に指定
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都

・平成23年6月27日：以下の3県を対象自治体に追加指定
神奈川県、山梨県、静岡県

・平成23年8月4日：以下の3県を対象自治体に追加指定
岩手県、青森県、秋田県

※対象自治体：総理指示対象自治体(出荷制限対象自治体)及びその隣接自治体並びに
暫定規制値を超えた食品の生産自治体。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害
対策本部8月4日改訂)に基づき、検査計画の策定が求められる。

高濃度の放射性セシウムを含む稲ワラを給与された 牛の肉の流通への対策について

1 概要

7月8日以降、福島県等16道県で基準値を超える放射性物質が検出した稲ワラが牛に給与され、肉用として出荷。農林水産省が原因となった汚染稲ワラの調査、厚労省が流通牛肉の検査を実施。

2 対応

(1) 食品衛生法に基づく対応

- ① 卸売市場を所管する地方自治体を通じて、流通調査及び検査を実施。暫定規制値を超えるものは回収措置。(別紙1)
- ② 7月18日以降、個体識別番号を全て公表し、事業者への検体確保の協力を呼びかけ。
- ③ 7月29日、地方自治体に対して牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定の基本的対応方針を通知

(参考) 8月4日、原子力災害対策本部では、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることなどを踏まえ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正

(2) 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限に係る対応

- ① 牛の出荷制限を指示
 - 7月19日福島県
 - 7月28日宮城県
 - 8月1日岩手県
 - 8月2日栃木県
- ② 牛の出荷制限を一部解除
 - 8月19日宮城県
 - 8月25日福島県※、岩手県、栃木県

※ 8月19日に確認された汚染稲ワラを給与した経緯がないとされる福島県の牛の肉については別紙2参照

3 牛の出荷制限を一部解除した県の安全管理体制

(1) 適切な飼養管理

各県が責任を持って管理し、汚染稲ワラの使用停止と隔離を徹底する。

(2) 検査計画

汚染稲ワラを給与した牛の飼養農家や汚染稲ワラについての立ち入り調査が実施されていない農家等の全頭検査を実施する。

全頭検査対象農家以外の農家について、初回に出荷する牛のうち、1頭以上を検査し、その検査結果が50Bq/kg以下となる場合に出荷を認める。

特定の農家から出荷された牛の流通調査結果について

1 福島県

平成23年8月29日

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分)※2			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過※1	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
浅川町	42	26		12		14		7月29日 19時	25	13	—
郡山市、喜多方市及び相馬市	84	40		2		38		8月5日 19時	43	15	2
二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び会津坂下市	411	140	1	—		140	1	8月26日 19時	114	106	3
白河市、猪苗代町	28	9		2		7		8月3日 19時	—	1	—
須賀川市、古殿町、石川町、いわき市	272	49	7	2	1	47	6	8月5日 19時	1	—	—
二本松市、須賀川市、田村市、石川町、古殿町、平田村、鮫川村	13	2		—		2		8月12日 19時	2	—	—
合計	850	266	8	18	1	248	7	合計	180	138	5

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

2 福島県以外の県

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分)※2			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過※1	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
山形県	98	41		2		39		8月6日 19時	6	7	—
岩手県	520	136	2	14		122	2	8月28日 19時	—	110	3
新潟県	131	82		—		82		8月1日 19時	3	18	—
静岡県	148	75		—		75		8月19日 19時	—	70	11
三重県	68	27		—		27		8月18日 19時	41	25	2
秋田県	35	21		2		19		8月24日 19時	—	10	2
栃木県	206	52	5	9		43	5	8月29日 19時	—	37	3
岐阜県	170	97		—		97		8月25日 19時	—	15	—
宮城県	1933	391	7	41	1	350	6	8月29日 19時	—	277	2
北海道	15	6		—		6		8月1日 19時	—	4	1
茨城県	78	42		—		42		8月23日 19時	—	13	—
群馬県	13	12		—		12		7月28日 19時	—	1	—
埼玉県	2	2		—		2		7月30日 19時	—	—	2
島根県	174	79		—		79		8月23日 19時	—	1	—
合計	3591	1063	14	68	1	995	13	合計	50	588	26

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

新たに確認された福島県産牛肉の汚染原因の調査結果

- (1) 8月19日、汚染稲ワラを給与した経緯がないとされる福島県の牛の肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出(12頭、8月25日現在)。原因について、調査結果を福島県が公表(8月22日)。
- (2) 福島県の調査結果によると、輸入粗飼料(乾草)の保管不備により放射性降下物に汚染されたことであるとしている。
- ・ 事故後、輸入粗飼料が畜舎通路に多く置かれていた。
 - ・ 牛舎構造は、開放型で側壁やロールカーテン等外部から遮るものはない。
 - ・ 農場のある区域は空間線量が平均 $24.7 \mu\text{Sv/h}$ と非常に高い。
- (3) また、この農場は空間線量が高い地域に所在するため、近隣の24農場についても、追加的な調査を行い、粗飼料の保管に同様の不備があると考えられた1農場から出荷された牛の肉について、追跡調査を行っている。

※ 追加的調査の対象は、当該農場と同時期に牛を出荷した計画的避難区域内の24農場。

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
6月10日	農薬	メフェンピルジエチル	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ピコリナフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	アシフルオルフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	ラクトフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	フェンチオン	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントあり	基準値(案)について再度部会に諮る予定
	農薬	ペンディメタリン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	ジチアノン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		基準値(案)について再度部会に諮る予定
	農薬	チオベンカルブ	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	エチプロール	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	イソプロチオラン	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ヨウ化メチル	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	WTO通報の対象外		
	農薬	フルベンジアミド	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	イミダクロプリド	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	WTO通報の対象外		
	添加物	ピロール	平成23年6月1日～ 平成23年6月30日	意見なし	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	添加物	イソキノリン	平成23年6月1日～ 平成23年6月30日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	動物用医薬品	モネパンテル	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見なし	WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	カラゾロール	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見なし	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	
	動物用医薬品	レバミゾール	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日	コメントあり	WTO通報コメントについて内容を確認
	動物用医薬品	メベンダゾール	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見なし	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日	コメントなし	
	常温保存可能品に係る乳等省令の改正について	—	平成23年3月16日～ 平成23年4月14日	意見あり	WTO通報の対象外		省令の改正案の変更はなし

